

総務文教常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年9月16日(火) 午前9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	久保 隆義 君
保健体育課長	新鍋 一昭 君	国分中央高校事務長	西田 正志 君
教育政策G長	赤塚 孝平 君	教育施設G長	末永 明弘 君
スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君	国分中央高校管理G長	福永 清美 君
教育総務課主査	福盛 忍 君		
消防局長	木佐貫 誠 君	消防局総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	竹ノ内 優 君	予防課長	吉村 茂樹 君
情報司令課長	松元 達也 君	中央消防署長	喜聞 浩志 君
北消防署長	落水田 伸一 君	消防局総務課主幹	細山田 孝美 君
警防課主幹	西中園 章 君	予防課主幹	児玉 良一 君
装備経理係長	立野 博 君	第2指令係長	神水流 崇 君
警防課主任主事	有馬 貴浩 君		
総務部長	川村 直人 君	危機管理監	徳田 純 君
安心安全課長	酒元 博 君	安心安全課長補佐	有満 孝二 君
企画部長	中村 功 君	企画政策課長	堀切 昇 君
企画政策課長補佐	永山 正一郎 君	企画政策課主任主事	横山 雅春 君
敷根地区自治公民館長	亀井 昇 君	敷根地区会計	福元 範夫 君
敷根地区体育部長	本田 寛子 君	敷根地区副体育部長	猿渡 初美 君
敷根地区財産管理委員長	五領 国雄 君	敷根地区墓地管理委員長	大庭 薫 君
高橋自治会長	鳥丸 清則 君	前脇元自治会長	余慶 政信 君
元高橋自治会長	神崎 満雄 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議員 中村 満雄 君

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議員	新橋 実 君	議員	常盤 信一 君
議員	植山 利博 君	議員	下深迫 孝二 君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第55号 請負契約の締結について

議案第56号 請負契約の締結について

陳情第8号 陳情書「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認め

ない決議」の採択を求める陳情書【継続審査（平成25年受付）分】

陳情第 4 号 霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書

陳情第 6 号 「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書

陳情第 8 号 仮称 ミニボートピア国分設置に関する陳情書

報 告 平成25年度事務事業評価及び教育委員活動自己点検評価結果について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る9月9日の本会議で、当委員会に付託されました議案2件、陳情2件及び継続審査の陳情2件についての審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、議案第55号に係る現地調査を行いますので、休憩後、正面玄関にお集まりください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時02分」

「再 開 午前 9時40分」

△ 陳情第8号 仮称 ミニボートピア国分設置に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。まず、陳情第8号、仮称ミニボートピア国分設置に関する陳情書について、審査いたします。本日は、陳情者である霧島市国分敷根地区自治公民館長の亀井昇様、そのほか会計の福元範夫様、体育部長の本田寛子様、体育副部長の猿渡初美様、財産管理委員長の五領国雄様、墓地管理委員長の大庭薫様、前脇元自治会長の余慶政信様、高橋自治会長の鳥丸清則様、元高橋自治会長の神崎満雄様に御出席を頂いております。陳情者の皆様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。それでは説明を求めます。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

陳情書を読み上げ、皆様方の御同意を得たいと思っておりますが、何といたっても私は不慣れなものでございますが、そこのところは御容赦願いたいと思っております。仮称ミニボートピア国分設置に関する陳情書ということで、霧島市国分敷根地区脇元に、長崎県大村市が運営いたしております大村ボートレース場の専用場外舟券発売場「仮称ミニボートピア国分」の設置に御賛同くださいますよう陳情いたします。1. 要旨と致しまして、1951年（昭和26年）6月に公布・施行された「モーターボート競走法」に基づき、翌年の1952年（昭和27年）4月6日、全国に先駆けて初開催に至った「大村ボートレース場」の専用場外舟券発売場の設置を、当国分敷根地区脇元に計画できないものかとの相談を受け、各関係業界、団体、関係者等々の情報収集を行い、平成24年2月5日、敷根地区公民館にて説明会を実施し、同年2月19日に建設計画の中心地区となる脇元自治会において事業計画を

了承するとともに、協力を約束いたしました。以上のことから、大村ボートレース場の専用場外舟券発売場「仮称ミニボートピア国分」を国分敷根地区脇元に誘致いたしたく、ぜひとも当事業計画の推進に御協力賜りますよう陳情するものであります。設置者と致しまして、鹿島観光株式会社、代表取締役社長竹下洋典、佐賀県鹿島市大字高津原4242番地1、運営者は、大村市（競艇企業局）、長崎県大村市でございます。これを予定しております。まず、この申請地について皆さん方に説明を申し上げます。申請地は、霧島市市街から南東に位置しておりますところの敷根地区の海岸沿いにありますが、ここに国道220号あるいは日当山敷根線の合流地点であります所の交差点地域の南に位置しております。この地域は、敷根地区において、ほかの地域に比べて離れておりまして、高橋川を境にして、西は高橋川、南は護岸、海岸でございます。そして、東は田んぼ、北が国道というような位置になっております。このことから、わが地域におきましては、非常に飛び地となっておりますが、この地は昔はでん粉工場として、非常に産業の活性化に努めた場所でございます。その昔は、この上に用水路がございますが、明治維新の頃は敷根の火薬庫として、日本でも最初に建設された場所がありまして、その用水路を生かしてでんぷん工場が70年ほど前ぐらいつと、約17年前まで操業を致していたところでございます。その間、地域の農家を始め、多くの国分市内外あるいは始良郡・肝付町辺りから多くの芋、かいもを集めて、政府のほうに納めていた箇所でございます。その事業があるおかげで地域の方々の相当な雇用もあり、そして産業も活性化していた場所でございます。その関連で、焼酎工場あるいは製材所等々、国分地域においては一番最初の産業地帯でございました。そういうことから考えますと、長年にわたり雑種地になっており、これを何とか利用できないかというようなことで思案をしていたところ、こういった話が持ち上がってまいりました。この地は、そういった形ではなくて、景観からいっても非常にすばらしい場所でございます。また、3年前になりますけれども、湾奥国立公園という指定を受けまして、そここの入口に当たりますけれども、そこから眺める錦江湾・桜島、あるいはそういった景色はすばらしいものがございます。見る人に感動を与える場所でもございます。そういったところに、今回はボートピアという建設を頂きますが、同時にそこに温泉施設というものを一緒に造るという約束事ができております。私どもは、このボートピアもですけれども、この温泉施設あるいは保養施設といったものを、この広大な地に設置をし、地域の活性化として今後取り組んでいきたいと。そのようなまちづくりを考えているところでございます。また併せて、ゆくゆくは物産センターあるいは道の駅と、こういった思いもあります。また、それを広域的に捉えた場合、この10号線沿いにそういったものはありません。私は錦江湾を一周したときに、一番いい場所が残されているのはこの地ではないかと思っておりますので、どうか皆さん方の善良な気持ちで、今一度また現地を訪れていただいて、そして我々の地域が望む声を真摯に受け止めて、ぜひこれが設置できますようお願いをしまして説明と致します。また、お手元に経緯の説明として、平成24年度に敷根公民館において説明会等を住民にしておるものを添付いたしました。こういったものをちょっとお目通し願ひまして、内容を吟味していただければと思います。ここに議事録が書いてありますが、これは地区民の、そういった新しい事業に対する思いがここに掲載されておりますので、こういったことについてもよく吟味をしていただければ有り難いと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

前回、私はこの陳情を受けまして、現地も見させていただいた一人でございますけれども、ニシムタの跡地に造るということで話がありまして、それが少数で否決になったわけでございますけれども、そのときに一緒に審議する中で、敷根地区のほうが事業主体である大村市との話はなかったように聞いたと。一課長の話がどうであった、こうであったというようなことを聞いたんですが、今、運営自治体である大村市との状況はどうなっているのか、説明をお願いいたします。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

その事業については、前回、陳情書を取り下げました。それについては、この霧島市において2か所の陳情というものが出た場合、非常にこういった余りにも不具合じゃないかというようなことで、一応取下げをしたところでございます。その後、隼人のほうが、ちょっとだめですよということになって、それでは敷根のほうもそういった準備万端していたんですけれども、そこらが大村市と致しましては、敷根のほうにできないかというような形でできております。そして、地域の皆さん方の同意、そして議会の同意、そして市長の同意と、こういう手順を踏んで、一つ一つ丁寧に手続を終了しながら、この振興会に持って行って、これを設置していくという。早く言えば、頭ごなしに行くんじゃないくて、下から積み上げながら一つ一つやっていくという、こういう手順でございます。今はそういった根固めというか、しっかりした、ちゃんぽらんじゃなくてしっかりやってくんだよという形での陳情書でございます。それで、議会の同意を得ることができれば、市長さんも何とかそういうことであればということ同意ができれば、スムーズに後が続くんじゃないかということでございます。

○委員（前川原正人君）

この陳情書と同等の内容で、市長のほうにも要請文という形で出されていらっしゃるんですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今回は、市長のほうに書類の提出はしてありません。

○委員（前川原正人君）

これは平成24年7月20日付で、陳情を出されている「国分敷根1805 - 1ほかに対する活動中止のお願いについて」ということで、一部分を読み上げますけれども、「場外発売場の設置推進に関し、標記地域で依然として地元活動を継続していることが発覚した場合は、今後一切貴殿に協力いたしかねます」ということで、「当会（ボートレース振興会）が独自に商圈・立地・採算性・設置の可能性等種々検討を行いました。場外舟券発売場に適さない場所であると判断させていただいていることを申し添えます」という公文書が出ているんですね。これが平成24年7月20日です。先ほど資料でお示しになった、こちらの写真が付いている資料ですが、ここでは平成24年2月5日に説明会をされたということで、写真を添付されていると思いますが、この同じ年の5か月後の7月20日に、こういうことをやってもらうと困るんだということで、ボートレース振興会が文書を出しているんですね。そこの整合性というか、ちゃんとした打合せなり、話し合いなり、協議などについてはあったのか、なかったのか、どうだったんでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

説明会を地域で開いた当時は、資料の中にありますように設置者あるいはその関係者の方々がお見えになって、地域においてちゃんとした説明をされたわけです。振興会が、ほかにというか隼人のほうも、早く言えばふたまたかけていたんじゃないかと思われるわけですね。それで、そういったことが当時、恐らく敷根と隼人と二つかけたから、どっちかがいいかというような条件で、そういったものが出されたんじゃないかと思えます。あくまでも敷根は絶対に永久にだめなんだよということではないと思えます。そこのしっかりした内容は、はっきり言って私はつかんではおりません。

○委員（前川原正人君）

もう一回申し上げますが、ボートレース振興会が、独自に商圈・立地・採算性・設置の可能性など、様々な検討を行ったと。それで、場外舟券売場に適さない場所であると判断をしているんです。ですから、思惑というか気持ちとしては、敷根地区を何とか活性化させたいというその思いはよく理解できるわけなんですけれども、二つ大本があるわけですが、ここのボートレース振興会との協議というのが整った上でのこういう陳情であれば、まだ理解できる部分がありますが、こういう公文書として出されているわけですので、そこの擦りあわせとか、そういうのが本来あるべきではないのかなというふう思うので、こういう質問をさせていただいております。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今回の陳情は、先ほども申し上げましたように、その振興会がだめだと、頭からですね、そういうことが出されたということは、ちょっと私はおかしいかなと思うんですけども。そういうことのないように、一つ一つを積み上げて、敷根地区はそれを解決しながら最終的には振興会に、逆にこっちからぜひ造ってくださいますよ、許可をしてくださいますよと、そういう手順を踏みながらやっていくというのが今回の作業でございますので、そのところをちょっと理解していただければいいんじゃないかと。ただ、頭から「俺は振興会だから、お前のところはやっせんど」と、「何か持ってこんか」というような形になった世の中はだめなんですよ。やはり各地域が盛り上がっているのであれば、その地域の要望に応えるのが、そういった振興会なり行政なりの務めだと思います。

○委員（前川原正人君）

ですから、地域を何とか活性化させたいというのが、大きい目標だと思うんですね。これは、そのための一つの方法論ではあるんですが、今おっしゃるように、どんどん積み上げていってというのは理解できる部分があると思います。しかし、送付先が霧島市と大村市のほうに、「場外舟券発売場の推進の活動が行われているのごとく伝わってきておりますことから、当会（振興会）も大変困惑をしている」というふうに言ってるわけですので、やはり本来であれば業者との関係があり、振興会との関係があったり、そして地域の議論も積み上げていかれるんでしょうけれども、やはりこういう公文書が出ている以上は、ここの擦りあわせがあったり、そういうのもやっぱり必要ではないんですかということをお聴きしているんです。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

やはり、そういった関係部署とは、今おっしゃるようなその形が一番ベストだと思っております。しかし、前川原委員がおっしゃるのはそうでないと。そうではなく、我々の熱意を伝えながらやっていけば、必ずや訂正をしていただけるものと思っているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

基本的なことをちょっと。私が聞き漏らしたのかもしれないので。陳情書の説明会の日時が平成25年と書いてあるんですが、24年もされて25年もされたということなんですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

すみません。これはですね、24年の間違いです。数字の訂正をしてください。申し訳ございません。24年です。

○委員長（池田綱雄君）

分かりました。訂正します。

○委員（中村正人君）

その後は、この鹿島観光さん関係も含めて、話合いを持たれたことはあるんですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

鹿島観光のほうは、社長さんや副社長さんが何回かみえております。そしてその中で、温泉施設等も造るので、ぜひこれも設置してもらえないように続けてもらえないだろうかというような要望はありました。

○委員（中村正人君）

ということは、陳情書は今年の8月26日付けで出ているんですが、そういった館として陳情を出されるとということは、もう関係者の方々も了承されているというか、理解はされているということでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

それは当然、そうっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

以前、隼人のほうの計画が上がったんですけれども、ここは街のちょうど真ん中、位置的にはいいところだと思うんですけれども、交通渋滞がかなり厳しいよということやら、青少年に与える影響も心配されるということ等で、陳情は不採択ということになりました。あと、地域の反対も隼人地区の部分がありましたけれども、この脇元地区、敷根地区については反対という、そういう地区の反対運動といいたいでしょうか、そういう声は上がってないものでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

敷根地区も880世帯の2,100人ぐらいございます。そういう中で、やっぱり結構なまちでございまして、「俺は反対だから、運動をするぞ」という方がおれば、そういった運動がされていると思いますが、個人的に本当は気が進まないよねという方も、中にはいるかもしれません。

○委員（阿多己清君）

先ほどの質疑等の中で、大村市との話合いといいたいでしょうか、それについてはまだはっきりとなされてないと思いましたが、館長さんが段階的にそれぞれの同意等を頂きながら作業を進めていくよということをおっしゃいましたが、最終的にこの大村市がノーとなった部分も考えられるんですが、そこらは。せつかくいろいろ我慢強くされていくのかなという思いもしますけれども、そこらを少し並行しながらでもいいのではないかなと思うんですが、大村市との話合いは最終的なことになるのでしょうか。ある程度の、例えば我々も頑張るので、大村市さんどうでしょうかという動きも少しされておかないと、最終的にノーとなった場合に、そこらがちょっと心配している部分もありますけれども。先ほどの質疑とちょっと重複する部分もありますけれども、気持ちを再度お聞かせください。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

それについては、当然大事なことです。大村市とも本来、今日はそういった関係者を一緒に呼んで、ここで質疑に答えたいと思っていたんですけれど、今のところ出席は、今日はできなくて残念だったので、また必要であれば呼んで、そして皆さんを交えてこいうった会合を進めていこうと、そう思っております。説明会等のときにも、大村市の局長やら、皆さん資料に書いてあると思うんですが、お見えになっています。それを、今回は呼んでいないので、地元だけということで、陳情の説明にまいりました。何かあれば、そういった準備はしたいと考えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

隼人町見次の陳情が出てから、あれが不採択になり、そのあとすぐ8月にこの陳情が出されたわけですが、不採択になってからのそういう動きをされて、話合い等を重ねられて今回、陳情を精査されて出されたのか、もう一回お聴きしておきます。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今回の陳情は、9月議会に合わせて出したわけなんです。そういうことで、前に取下げもしていたので、その分も含めて今回、出させていただいたということです。

○委員（松元 深君）

前回の取下げになるときと全く同じと。その後、見次の件が終わってから精査をもう一回されたのか、お伺いしておきます。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

精査というか、振興会が恐らく両方かけていたんじゃないかと申しあげましたけれども、その中で、今回は陳情書を8月26日に出しました、そして25日に、地区では月に1回程度、公民館の自治会長会議、役員会を約30名で行っております。この中で、こうして9月議会があるので、陳情書を出すよというような、そういった役職員の方々には報告というか説明をして、今回に至っています。

○委員長（池田綱雄君）

ここで委員長を交代します。

○副委員長（有村隆志君）

委員長の職に就きます。

○委員（池田綱雄君）

一番大事なところだと思いますが、今回いろいろ聞いておりますと、今回の陳情書を出すのに、大村市と十分な協議がなされていないようなふうを受け取れたんですが、何年前でしたか大村市も市長室に来て、また建物を建てる人も来てありましたよね、私も同席させてもらいましたが。その頃はどっちもものすごく造ってくれとかいう話があったように思うんですが、今回の陳情の内容や質疑を聞いていますと、何か大村市との話合いというのがちゃんとされて、今回出したようには聞こえてこないんですが、そこ辺をもうちょっと明快に。大村市さんと、こうして陳情を出すよ。出したときにはどうなるのか、あるいは大村市さんのほうから出してくれというふうな要請があったのか、その辺を明快にお答えいただきたいと思います。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

大村市さんのほうは、早く言えば各市長会、そういった管内の会合でうちの前田市長ともお会いする機会があるわけです。そういう中で、これは私が聞いたことではないですが、伝え聞きによれば、向こうの市長がうちの市長に打診をしたということ。しかし、態度から見て、これは市長は「こいは、よかが」というような内容ではなかったというようなことは聞いております。そういうことで、トップとしてはそういった気持ちがありますから、当然大村市は敷根に対しては非常に協力的であると思っています。先ほど申しましたように、そういった関係者を一堂に集めて、こういった会をしたいというのであれば、しっかり呼んで、そこらを取りまとめて、こういった陳情書に同意が得られるようにまとめていきたいと思っています。

○委員（池田綱雄君）

入口のところですよ。最初のところで、まず大村市が認めないと進まない。さっきから話を聞いておれば、順番に行って途中で大村市が入るのかなというような聞こえ方もしましたので。であれば、せっかくいろいろ準備をして、大村市が「うんにゃ、いかんど」となれば、もうそこで終わりですよ。だから、その最初の入口のところを大村市さんと十分協議をしてもらって、大村市のほうからぜひあそこに造ってくれという、そこまで詰めてから出されたほうが。あるいは、そういうのはできているとおっしゃれば、そこを明快にもう一回、答弁をお願いします。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

大村市のほうからは、前は24年でしたけれども、局長と関係者が来て説明をして、設置をしましょうということで約束事は、そのときに致しました。それから向こうのほうから、「敷根はだめですよ」と、「私どもは関わりませんよ」というような、そういった否定するような発言等とか文書とかいうのは一つも頂いておりません。私どもは、あくまでもそのときの状況を踏まえて推進していくということでございます。改めて、再度そういったのを確認せんとならんというのであれば、また文書等を出して、お示ししたいと思います。

○副委員長（有村隆志君）

委員長を交代します。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

もう1点、確認の意味でお聴きをしておきたいと思うんですが、先ほど頂いた資料で、発売の形態別売上の状況で、本場そして近くにはポートピア金峰、オラレ志布志等があるわけですが、今回の陳情というのは、先ほどから何回も申し上げますように地域を何とか活性化させたいという、その思いが皆さんあると思いますが、今の情勢といいますか状況を全国的に見てみると、大体マイナス傾向で、券の売上等も年々下がってきているというのが実態なわけです。近くにサテライトみぞ

べがあるわけですが、ちなみにここも平成21年度、今から5年ぐらい前ですが、当時は30億8,300万円あったんです。ところが、平成24年度の去年ですが、これがマイナス12億8,900万円、24年度の額で17億9,400万円ということで、約半分まで落ち込んでいて、全国的にはこういう施設は撤退の方向というのがあるんですけれども、先ほども申し上げましたように何とか浮上させたいんですけど、例えばうまくいって設置ができた。後で、だめだとなったときに、後の利用をどうするのかということが問題になってくると思うんですね。はいできました、だめだった、それならもうこれで終わりということにはならないと思うんですね。ですから、地域としては、そういう撤退した場合等のこともある程度は頭の中の隅に入れておくべきことではないのかなと思うんですが、その辺の議論というのはいらっしゃらないんですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

その質問については、この説明会の資料を開けてもらえば分かります。説明会があったときに、同じような質問が敷根地区の住民から出されております。「東京に五十数年いて、中央競馬に行ったことはある。遊ぶところがあるので、子どももつれていったことがある。子供のPTAに行って作文を発表したときに、お父さんは日曜日に遊んでくれない。馬に夢中になると発表した。敷根地区は数年前に、公民館員の知らないうちに、脇元自治会でオートレースの説明会が行われ、市に要望書が出され、新聞に出た。公民館員は知らなかった。それでもめたことがあった。気がかりなことは、施設を借り上げて大村市が運営する、大村市が責任を持って運営をすることでよいのか。途中で投げ出すのは運営ではない」と、こういった市民の質問が出ておりますが、当時、大村市の局長は、「私が今回お伺いしたいのは、地元の方の同意を得たい。議会や市長さんに理解していただいて、設立にこぎつけたいと思います。そして、調整が必要なところがありますが、実現ができれば直接経営する方法と委託の方法がありますが、法律上、ボートレースができるのは自治体に限られています。直営・委託の場合でも、きちっと地元の皆さんに御迷惑の掛からないようコントロールしていきますので、その点は御心配がないと考えます」というような当局の回答が出ております。私も、運営者として事業として、何年かに1回ぐらいでは赤字決算になることがあると思うんですけれども、経営者たるもの常にそういったことは心に留め置く必要があるということで、この答えになったんじゃないかと思えます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、先ほどの出されている陳情書の内容から見たときに、鹿島観光株式会社ですね、ここが大村ボートレース場の専用の場外舟券売場でやるということになるわけですが、しかし、今おっしゃるのは、大村のボートレース場の一番の大本がそういう見解であって、この鹿島というところはあくまでも営利企業、一つの民間企業ですので、採算が合わなくなれば撤退ということだってあり得るわけですね。しかし、大村は何とかやりたいという気持ちはあるでしょうけれども、最終的にはこの設置者が一つというふうに考えれば、鹿島のほうが撤退ということ等になったときにも、大村のほうがちゃんと責任を持つという、そういう理解でよろしいわけですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

このボートレース場の運営、経営者は大村市がやるわけです。ただ、そういった施設、地域の整備というのはこの鹿島がやるわけです。だから、経営はあくまでも大村市です。ですから、公の市がやるわけですから、今まで何箇所かなされておりますので、そのところで私どもは安心をしております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

先ほども青少年の育成という部分をお話ししましたが、ちょっと気になるところもございます。PTAとか、そういうところが賛同されたといいましょうか、お話をしているところはありますか。そういうPTA関係との一つの話合いといいましょうか、協議も必要かなと思うんですけれども、

そこらはまだこれからなんですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

先ほども申し上げましたけれども、この設置場所は各集落から離れた位置にありまして、川を挟んでですね。この脇元自治会は、昔は50世帯くらいあったのですが、現在は公民館に加入されているのが25世帯でございます。その中で、子供たちは、今ちょっと牧之原のほうへバスで行くお子さんがいらっしゃいます。ほかに子供さんがいないんです。もうお年寄りばかりです。80代の人が多いんです。過疎も過疎になっているんです。昔は一番賑やかな所でした。そして、我々敷根地区においてはこの東部にある高橋、脇元自治会等は非常に過疎が進行しているので、何とかこっちを盛り上げて頑張らないといかんと、そういう思いがあるんです。それで、昨日は敬老会でした。会員が369名おりまして、出席者が133名でした。いろんな役員を含めまして150名ぐらいで盛大に敬老会を催しましたけれども、そのときに見えていた南小学校の校長先生が、「子どもが少なくなったからな」とお話ししていたんですけれど、挨拶の中で「南小学校も毎年10人くらいずつ減っている」と。しかし、私も館長になって6年目です。最初は、小・中学校が200名おりました。今は150名を切るようになりました。6年間で50名、子どもが減っています。その昔、我々が小・中学校に行く頃は500人くらいいたんです。敷根小学校が統合されて、下井のほうに行きました。中学も統合されて、下井のほうに行きました。昔は敷根村の麓ということで、法務局あり、そして役場あり、農協あり、いろんな商店街も通り会があって、国分地区では海上花火大会というような、非常に盛り上がったまちでした。それがいっぺんに消えてしまっています。ということで、今ちょっと頑張らんとどうかなということで必死な思いがするところです。そういったことで、子供たちについては、その関係については今後、こちらから問題も投げかけて、そこらは解決していかなければいけない問題ではないかと思えます。

○委員（平原志保君）

ボートレース振興会のほうには、あちらが大変困惑しているという話が平成24年に上がっているというふうに、先ほど聞きましたけれども、こちらのほうには段階を踏んでからお話をされるということでしょうか。事前に大村市さんと話しているように、今このような話をまた進めているということを相談というか、伝えなくてもよろしいんですか。その辺りはいかがでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

協会との話し合いは、それは当然、最終というか、今の状況をしっかり伝えて、「こういった地区民あるいは議会の同意を得るための活動をしながら、今こうして頑張っているのだから、このことについては隼人のほうはだめになったわけですから、敷根のほうはこうしてやっていますよ」ということは当然しっかり伝えていかなければならないと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員外議員の発言を許可します。

○委員外議員（中村満雄君）

ちょっと聞かしていただきたいんですが、平成24年に陳情されました陳情書、今回の陳情書、内容的には全く同じですよ。添付いただいています議事録というのは、平成24年の2月である。ということは、取り下げられた以降ですね、地元で会合を開かれた以降、先ほどのボートレース振興会ですか、そちらのほうからの見解は一応示された。その後、陳情書を提出された。そして、その後、陳情を取り下げられた。その間で、次に今回の陳情書を提出するに当たって、前回の平成24年2月のような地元としての会合をお開きになったのか。もし、お開きになったのであれば、その状況を伺いたいということと、開いていないとすれば、なぜでしょうか。お聞かせください。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今回の陳情に当たって、地区の説明会ということはありません。前回の取下げというのは、

ほかの、隼人の問題が出てこなければ、そのまま出しているわけです。そういうことで、今回は継続しているということで陳情を出しました。先月の役員会議で約30名ですか、その中では陳情書をこうして出しますよということで、報告はしております。ほかに地区に、特別にそういった会を開いて、陳情書を提出しますということはしていません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時39分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号に係る意見聴取を行います。本陳情に係る内容について、関係者からの申出又は協議等がなされているのか、執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

国分敷根地区へのミニポートピア国分の設置に関しましては、議会のほうに陳情書が出されているわけですが、市としましてはその内容については承知をしていないところであります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回の陳情第8号というのは、平成24年11月22日の陳情第17号で、同じ内容で陳情を出された経過があるんですが、その中で、先ほどの審査の中でも述べましたけれども、ボートレース振興会のほうから、国分敷根1805-1ほかに対する活動中止のお願いについてということで、これはボートレース振興会が要請文書を出しているんですね。その中で、「場外発券場の設置推進に関し、依然として地元活動を継続していると。こういうことをやってもらおうと大変困惑しているんだ」という旨の文書が公文書として、ボートレース振興会から出されているんですけれども、公文書というのは手元にありますよね。それを受けて、市長部局のほうとしては、どういう見解、どういう御意見を持っていらっしゃるのか。それは企画部の所管ということでもありますけれども、市長部局のどういう考えを持っていらっしゃるのか、そこをまずお聞きをしておきたいと思います。

○企画部長（中村 功君）

前回の陳情のときに、今言われましたボートレース振興会から「活動の中止のお願い」という文書が送付されたいということは、承知しております。それで、ボートレース振興会というこの組織自体が、ボートレース全体の経営戦略の立案や全国的な広報宣伝事業等を通じて、ボートレース事業の活性化を推進するという立場での組織であるようでありまして、それで、この文書が発送されてから、その後についてはこちらとしても承知をしていないわけですが、ボートレースを進める上で、ボートレース振興会の御意見というのが、決定する上で極めて重要なところになると考えているところであります。

○委員（前川原正人君）

地元の人たちというのは、先ほどの審査で陳情内容から見ると、何とか地域を活性化させたいというのが一番の目的だと思うんですね。ですから、そういう点で見たときに、これまでの経過で隼人のニシムタ跡地ですか、あそこにもということで様々な意見があって、それが出た関係で敷根地区からは、陳情書が二つあると困惑するだろうから引っ込めたんだという経過があるわけですが、市長自身はこういう施設というのは、好んで誘致はしないんだということをこれまでも表明をしているというふうに認識をしてるわけですが、そのことについてのこれまでの経緯等

から見たときに、変わりがあるのかなのか、その辺の市長部局の協議等についてはどうなのか、お示しいただけますか。

○企画部長（中村 功君）

今の御質問につきましては、これまでと同じで、積極的に公営ギャンブル施設を誘致することはないという考え方であります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

市長としては積極的にという部分が余りないというところは、私も今まで聞いてはおりますが、この陳情8号については、前川原委員も言われましたけれども、地域の活性化という部分ですごく地域を挙げて取り組もうとされているというお話も、先ほど伺いました。したがって、一番心配している部分は、このボートレース振興会という部分での協議というのが、まだ少し乏しいのは先ほど確認が取れたんですけれども、手順として地域の同意、ここはもう一生懸命されておりますので確認は取れるわけですけれども、議会の同意やら、また最終的には市長の意見を添えて提出することになるんでしょうけれども、最終的なこの振興会の協議を踏まえての同意といたしましうか、理解がないとできないわけですけれども、手順としては一般的にどのようにされるのでしょうか。そこを教えてください。

○企画部長（中村 功君）

先ほど市の基本的な考えを申し上げましたけれども、例えば、今言われましたように、地域がすごく活性化のために頑張っているということと、地域の方の御意見ということで上がってくれば当然、設置者等から事業計画書が上がってくると考えます。その際には、市としてもそれなりの対応を、各部署の意見を聞いたりとか、総合的に判断をすることになるかと思えます。

○企画政策課長（堀切 昇君）

今の手順についてなんですが、先ほどお話がありました推進活動の開始、先ほど阿多委員のほうで言われた設置場所の自治会等の同意、あと議会が反対していないこと、それと地元首長の同意の取得というのがありまして、その後に来るのが事業計画の決定、事業計画書を提出していただく。その後、主な行政協定というのがございまして、営業日数とか環境対策とかの決定ということで、その後には警察協議というのが入ってまいります。後は場外の発売所の名称とか、売上とか位置・構造・設備等の計画書を作って、最終的には国土交通大臣に提出して、その許可が必要という流れになります。

○委員（阿多己清君）

最終的にはその振興会が、いいよ、悪いよという判断を当然していくことになるんでしょうけれども、ここらが少し協議という部分で、まだなされていないことを先ほど伺いました。やはり、ここらがないと先に進めないのではないかなと思うんですけれども、ここについてはいかがでしょうか。

○企画部長（中村 功君）

ボートレース振興会のほうから、それ以降、こちらには何も情報等が入ってきておりませんので、ここでお答えすることができないところであります。

○委員（阿多己清君）

一般的にはここか先ですか。それとも、地域から盛り上がった部分を、お伝えをずっとしていくことで進めていけばいいのか。

○企画政策課長補佐（永山正一郎君）

一般的にはボートレース振興会が、推進会社（進出してくる企業）を推薦する形になるので、そこがお墨付きを与えて、それに対して施工者、この陳情書によれば大村市となっておりますが、その会社が進める計画に施工者（大村市）も乗っかって、それで初めて市のほうに話が来て、進んで

いって、国土交通大臣の許可でオープンというような形になるかと考えております。

○委員（前川原正人君）

例えば、地域の人たちは何とか地域を盛り上げようということで、一番の狙いがあると思うんですけども、一つはこの地域というのは湾奥でもありますし、錦江湾の国立公園に指定をされた場所ということになります。その辺のハードルというのも相当高いような気もするんですが、まだ霧島市としてはそういう経験も、データ等もないとは思いますが、この国立公園指定の場所にこういう場所を造るとなると、相当な労力と時間そしてハードルが高くなるような気もするんですが、その辺については経験がないので何とも言えない部分もあると思うんですけども、その辺を想定したときに、どういうことが考えられるのか、知っていच्छる範囲内で示すことができればと思います。いかがですか。

○企画部長（中村 功君）

御質問の件につきましては、調査しておりませんので今後、改めてまた調査したいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時52分」

「再 開 午前11時00分」

△ 議案第55号 請負契約の締結について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第55号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

議案第55号、請負契約の締結について、御説明いたします。議案資料の52ページをお開きください。地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。契約の目的の工事名はH26国分中央高等学校昇降口棟建築工事で、工事場所は霧島市国分中央一丁目地内にあります。契約の方法は一般競争入札、契約の金額は4億3,200万円であります。契約の相手方は、霧島市溝辺町麓513番地1、末重建設株式会社、代表取締役末重賢司を代表者とする、末重・今村・堀之内特定建設工事共同企業体であり、同企業体と請負契約を締結しようとするものであります。53ページ別紙をお開きください。工事の着工予定は、議会の議決を得た日から起算して2日目から、完成予定年月日は平成27年9月30日であります。工事の概要は、昇降口棟が鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積1,531.57㎡、南棟渡り廊下が鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積291.66㎡、北棟渡り廊下が鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積99.21㎡であります。入札の状況を申し上げますと、霧島市契約規則に基づき、平成26年7月11日に公告を行い、入札参加資格として霧島市内に本社、本店を置き、霧島市入札参加資格（建築一式）格付区分A級を有している者の構成により結成した特定建設工事共同企業体で、入札参加資格が認められた者という条件を付しております。平成26年8月5日に入札を執行いたしました。6企業体が入札に参加しまして、最低価格の末重・今村・堀之内特定建設工事共同企業体、代表者、末重建設株式会社、取締役末重賢司が4億円で落札、消費税額3,200万円を含めた4億3,200万円が契約金額であります。次に、図面の説明を致します。55ページ資料2をお開きください。配置図でございます。方向は上が北、下が南、

右が東、左が西となります。現在の校舎の位置関係を申し上げますと、図面右、南側から1号棟、2号棟、昇降口棟の位置に3号棟、その北側に4号棟、5号棟となります。現在、議決をお願いしております昇降口棟及び南棟・北棟渡り廊下は、3号棟解体後に建設いたします。56ページ資料3を御覧ください。1階平面図であります。昇降口棟の1階には、昇降口、ホール、廊下、資料室、図面の右上に男子便所、女子便所、多目的便所を配置し、エレベーターを設置することとしており、図面の下方向が南棟渡り廊下に、上方向が北棟渡り廊下になります。57ページ資料4をお開きください。2階平面図であります。昇降口棟の2階には、進路指導室、就職支援室、資料室、女子職員休憩室、応接室兼相談室を2室、男子便所、女子便所、多目的便所、廊下を配置しており、同じく、図面の下方向が南棟渡り廊下に、上方向が北棟渡り廊下になります。58ページ資料5を御覧ください。3階平面図であります。昇降口棟の3階には、資料室、男子便所、女子便所、多目的便所、廊下を配置しており、同じく、図面の下方向が南棟渡り廊下に、上方向が北棟渡り廊下になります。59ページ資料6をお開きください。4階平面図であります。昇降口棟の4階には、資料室、倉庫、廊下を配置しており、図面の下方向が南棟渡り廊下に、上方向が北棟渡り廊下の屋上になります。60ページ資料7を御覧ください。屋上平面図であります。昇降口棟と図面の下方向が南棟渡り廊下の屋上になります。61ページ資料8と62ページ資料9には立面図を掲載いたしております。以上で議案第55号「請負契約の締結について」の説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（塩井川幸生君）

各階のトイレについてお聴きしますが、女子便所、男子便所、洋風便器の数、和便器の数、それがどういう形態のトイレであるか、お知らせください。

○教育施設G長（末永明弘君）

1階につきましては、男子便所に洋風便器を2器、女子便所には洋風便器を4器、あと多目的便所の車椅子用を1器設けております。2階ですけれども、2階も1階同様、男子便所に洋風便器を2器、女子便所に洋風便器を4器、併せて多目的便所も1器設けております。3階も1階、2階と同様で、男子便所に洋風便器を2器、女子便所には洋風便器を4器設けて、多目的を設けておりますので、和便器等は今回は設けておりません。

○委員（塩井川幸生君）

100%洋便器で大変いいことなんですけれども、あと座る便座はどうなっていますか。

○教育施設G長（末永明弘君）

通常の洋風便器で、ウォシュレット等は今回は設置しておりません。暖房便座も付いておりません。

○委員（塩井川幸生君）

高校生だから大丈夫とは思うんですけども、せめて今、洗浄機付きも、洗浄機自体がすごく安くなっていますから、それがちょっと無理なら暖房便座くらいは付けて、冬場はすごく冷たい感じになると思いますので、カバーとかは高校でするので付けないと思いますから、そこらのちょっと気配りができたら100%でよかったんですけれども、そういう考えはお持ちじゃないですか。

○教育部長（越口哲也君）

本当に有り難い御指摘でございます。ただ、各小中学校におきましても、まだ和式便所を洋式便所に取り替えるような状況が続いている中でございます。今回は、全てを洋式のトイレに変えたところで御理解いただけたらと思います。また、便座にカバー等など必要なところはできればいいのかなと思っておりますので、その辺についてはまた学校現場のほうと御相談申し上げたいと思います。

○委員（塩井川幸生君）

せつかく今、解体して工事が始まりますので、せめて電気のコンセントくらい準備しておいていただきたい。後で、出来上がってからするとなったら、相当またお金が何倍と掛かって、それがネックになってできませんとなりますから、今の電気工事だったらすごく安く上がりますから、コソセントを各トイレの近くに設けるだけで、後でするとなったら露出で配管をすることになると思いますので、一番見苦しい格好になりますから、電気工事のコソセントだけでも今回御相談できたら幸いかと思うんですが、いかがですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

電気工事につきましては、便器のそばにコソセントを設けてありますので、今後、発注するときは対応が可能になるかと思ひます。

○委員(平原志保君)

先ほど現場でもお聴きたんですけれども、今回はバリアフリーを意識されて造られているみたいですが、屋内運動場のほうに行く道もバリアフリーにするということなんですが、それは今回の工事に含まれているんでしょうか。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回の工事に含んでおります。

○委員(平原志保君)

図面で分からなかったんですけれども、55ページの屋内運動場の右側にある、ちょうど昇降口の間に出ている部分が、スロープか何かになるんでしょうか。

○教育施設G長（末永明弘君）

すみません。この55ページにちょっと明記漏れとなっているんですけれども、屋内運動場の東側に階段の絵があると思うんですけれども、その北側、上のほうに渡り廊下を設けて体育館に入るような形になっております。

○委員（中村正人君）

ちょっと図面で関連なんですけれども、2号棟と4号棟のフロアのレベルがだいぶ違うということですか。この渡り廊下に全部、スロープが付いていますけれども。

○教育施設G長（末永明弘君）

現場でもあったと思うんですけれども、元々の高低差がありまして、2号棟から3号棟に渡るやつも階段等を使ったような形の渡り廊下になっていまして、今回、昇降口を造るのにスロープを設置するような形で、2号棟から昇降口棟までのスロープで若干上がり、昇降口棟からまた4号棟へも若干のスロープを付けているような形で、バリアフリーの対応という形で、階段は設けずにスロープで対応させていただいております。

○委員（中村正人君）

それと、3階の西側の、これは部屋になっているんですか。なっているようにも見えるんですが、この用途はどうなっていますか。

○教育施設G長（末永明弘君）

3階につきましては、西側については真ん中の範囲についてはちょっと読みづらいですけれども、2階からの吹き抜けという形で、両サイドはもう屋上という形、上と下はもう屋上になっております。

○委員（中村正人君）

この4階の表示は何て書いてありますか。字が小さくて分からないので。その屋上の上ですね。

○教育施設G長（末永明弘君）

ちょっと字が小さくて申し訳ございません。先ほど吹き抜けと言った所はそのまま屋上、その上と下につきましては屋上がそのまま建物上、外壁を上まで2階で止めずに3階、4階までちょっと意匠上、上げているので、吹き抜けの屋根も何も無い、ただの吹き抜け状態になった形になっております。

○委員長（池田綱雄君）

分かりましたか。納得がいかなければもう1回。

○教育施設G長（末永明弘君）

申し訳ございません。ひと通り説明をさせていただきます。4階の平面図ですけれども、西側の上のほうは外部吹き抜けという形で、屋根のない壁だけは上まで上がっているんですけども、屋根のない吹き抜け状態の部屋です。それで屋上がありまして、下側のほうも同じ壁だけあった外部吹き抜けという形です。字がちょっと小さいので、東側も説明させていただきます。上側の外部吹き抜けの横は、部屋の屋上です。それで、その下側に倉庫がありまして、中央に渡り廊下1、そしてエレベーターホール、それと資料室を4階には設けたような形になっております。字が小さくて申し訳ございません。

○委員（中村正人君）

4階のその壁が必要なんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

先ほど意匠上と言ったんですけども、この屋上にはクーラー用の室外機等を全て乗せるような形も取って、そこにまたメンテナンス用の入り口も中から入れるように取っているような形もありまして、一応そういう形でさせていただいております。

○委員（前川原正人君）

まず、この最低制限価格を設けられたのか、どうだったのか。それと、落札率が何パーセントで落ちたのか、お示しいただけますか。

○教育施設G長（末永明弘君）

最低制限価格は設けております。落札率に関しては、94.38%でございます。

○委員（前川原正人君）

今回のこの応札及び落札結果を見てみますと、共同企業体だと大体2者くらいが普通の組み方なんでしょうけれども、今回、どれも3者ということでJVを組んだわけですけども、この辺はどういう理由によるもののでしょうか。こちらから指定をされたという前提での今回のJVだと思うんですが、その辺をお示しいただけますか。

○教育施設G長（末永明弘君）

告示の段階で、共同企業体2者又は3者という形で告示をさせていただいて、今回は全て3者という形で共同企業体を組まれてきたということになります。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、屋上のほうにはクーラーコンデンサーを設置するという予定だということで御説明いただいたんですが、例えば、地球温暖化の少しでも影響を下げするために、屋上緑化などの検討というのはされなかったんでしょうか。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回の昇降口棟については、室外機を置く部屋については壁も設けるということで、屋上緑化にはちょっと日が直接当たらないということもあって、そちらには設けてはいないんですけども、東側についても今回については屋上緑化ということは特段、お金も掛かることもありますし、検討をちょっと控えたような形になります。

○副委員長（有村隆志君）

今回、3号棟の教室を減らすことになりましたが、その対応はどうなるのか御説明願います。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回の3号棟を解体する以前に、24年度と25年度で5号棟という建物を改築しております。3号棟に入っている部屋が、そのまま5号棟のほうに移るような形をとっておりますので、部屋については対応がもう既にできているような形になっております。

○副委員長（有村隆志君）

今回は、新たな設備ということで、昇降機もあるということですが、そこら辺のコンセプトというか、こういう学校にしたいので、こういうのを付けましたというのかあれば、御説明ください。

○教育部長（越口哲也君）

そもそも3号棟が耐震的に非常に厳しいということで、3号棟を改修すれば、新たに新築するより費用が掛かるということで、3号棟の機能を5号棟に移して新築をしたというのが、まず24年度の作業でございます。あと、生徒さんたちが学校に入ってきて、靴箱が全て入るスペースがないということで、見苦しいというような状況もあったものですから、その辺の改善も今回は一緒に図るべきだろうということで、昇降口棟という形で靴箱を全てきれいに納められるようなふうに設定しました。それと同時に、バリアフリー化の中の一つとしてエレベーターを設置することによりまして、障害のある子供さん方が通学することになっても、その対応ができるようになったということで、非常に整った形で高校の整備ができたのではないかなというふうに思っているところでございます。

○委員（平原志保君）

4号棟、5号棟の教室棟のほうのトイレは、現在はどのような形式のものになっているのでしょうか。

○教育施設G長（末永明弘君）

4号棟には、トイレはございません。5号棟につきましては、改築のときに、車椅子用は設けていないのですが、男女それぞれ、女子についてはワンフロアに洋便器を4器、和便器を1器、男子便所には洋便器と和便器をそれぞれ1器設けた形をとっております。

○委員（平原志保君）

1号棟、2号棟はどのような形ですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

1号棟、2号棟にはトイレはございますけれども、便器は現在まだ和便器が設置してある状態でございます。

○委員（平原志保君）

そうしますと、これから病気のお子さんや障害をお持ちの方がいらっしゃった場合は、2号棟の教室であった場合などは、この昇降口棟まで行ってというふうに利用をしてもらう形になるのでしょうか。

○教育施設G長（末永明弘君）

今の現在のトイレの形態でいくと、今回造る昇降口棟が全て洋便器なので、そちらに行っていたくような形で、対応していただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

建物の工事費ですが、設備は別途工事で発注されていきましたか。

○教育施設G長（末永明弘君）

今回は建築工事のみの入札でございますので、今後設備・電気等は入札があります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

今回は2者又は3者ということで、結果的に3者のJVが組まれており、4億円の落札ということであるようですが、この3者の比率というのは何か決めておられるのか。それぞれもう企業体のほうで4億円の部分は話合いをされるのでしょうか。それと、この事業費の財源は、何か補助等があるのですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

出資率については、公告で代表者が一番高い出資率をとってくださいということが、告示に書いてありますので、その配分でそれぞれが出資しているような形になっていると思います。それと、財源につきましては合併特例債の起債対応という形になっております。

○委員長（池田綱雄君）

その比率は、分かっていないんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

4：3：3，4割：3割：3割でございます。

○委員（前川原正人君）

実施計画書を見てもみますと、新規事業ということで25年から27年度までの、これは総合計画の実施計画書の計画に沿って、今回の事業ということになるんですけども、解体から昇降口取付の新築工事になるわけですけども、これが全て完備するまでは何年度ぐらいまでを予定をして、その総工費がどれぐらいなのか試算をされていらっしゃるれば、お示しいただきたいと思います。

○教育施設G長（末永明弘君）

校舎等につきましては、耐震診断等に基づいた形で今までさせていただいて、今回3号棟を解体させていただいて、昇降口棟を建設させていただく27年度で、おおむね校舎については終了という形です。

○委員（前川原正人君）

体育館などの改修というのは入っていないわけですか。中央高校に関わる工事という大きい枠で見た場合の計画は、どうなっていますか。

○教育部長（越口哲也君）

校舎等の増改築につきましては、今回の工事でおおむね終了すると思われまます。ただ、議員御指摘のように、体育館施設につきましても健康スポーツ科の設置等によりまして、新たな体育施設の必要性も言われております。そういうことから、教育委員会としましては、新たな体育館の設置に向けた要望を執行部当局のほうに申し入れているところでございまして、平成30年ぐらいまでには体育館の設置を行いたいということで今、進めているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。

△ 報告 平成25年度事務事業評価及び教育委員活動自己点検評価について

○委員長（池田綱雄君）

引き続き、次に、平成25年度事務事業評価及び教育委員活動自己点検評価について、執行部から報告の申出がありましたので、これを許可します。

○教育部長（越口哲也君）

平成25年度霧島市教育委員会事務事業評価及び教育委員活動自己点検評価結果について、御報告申し上げます。資料の1ページは、自己点検評価制度の概要等ですが、平成20年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の大幅な改正により、教育委員会が自ら「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価」を行い、その実施に当たっては学識経験者の知見を活用するように義務付けられました。さらに、その結果について議会へ報告し、市民へ公表することも盛り込まれたところでございます。教育委員会では、この法改正を受けまして、大きく二つの分野に分けて評価を行うこととしました。一つは、教育委員会の事務事業について、そしてもう一つは、教育委員の活動状況についてでございます。活動状況はもちろんのことでありますが、事務事業の点検、評価も、

定例教育委員会で教育委員も含めて議論を行ったところでございます。2ページをお開きください。今年度の取組経過を申し上げます。4月から6月にかけて、それぞれの担当課において事務事業評価を行い、7月には2次評価を行いました。7月23日には、定例教育委員会で事務事業評価表について議論をしていただきました。7月30日には、事務事業の評価結果に客観性があるかどうか検証していただくため、今年度1回目の外部評価委員会を開催しました。8月19日には、再び定例教育委員会において、今度は教育委員の活動状況について議論をしていただきました。8月26日には、その評価結果について今年度2回目の外部評価委員会を開催し、今後の改善点等について御意見を頂きました。3ページには外部評価委員の名簿を、4ページには同委員会の設置規程をそれぞれ添付しております。それでは、評価結果について御報告申し上げます。5ページをお開きください。事務事業評価結果を一覧表にまとめ、外部評価委員から頂いた意見も併せて掲載しております。外部評価委員から頂いた意見のうち、主なものを紹介させていただき、詳細は後もって御確認ください。「総合的な学習実施事業」につきましては、「小学校低学年から、問題を進んで解決していくような学習を実施しているのは大変素晴らしい取組であり、今後もぜひ続けていってほしい」という御意見を頂きました。6ページの「特別支援教育推進事業」につきましては、「特別支援教育を進めるには、その対象となる児童生徒が、障害を持つに至った原因を把握することが、対策を行う上で重要である」という御意見を頂きました。8ページの「視聴覚ライブラリー事業」につきましては、「これまで市や町で作成した貴重な映像をDVD化して、有効活用を図るべきである。そして、大切に保存してほしい」という御意見を頂きました。9ページの「国分中央高校設備整備事業」につきましては、「生徒たちが社会に出て活躍できるよう、最新の情報処理機器で授業が受けられるように努めてほしい」という御意見を頂きました。10ページの「学校給食センター運営事業」につきましては、「児童生徒一人当たりの残食量を減らすためにも、地産地消を推進してほしい。また、家庭において、朝食を食べない子供を減らすための指導を親に対して行うことが大切である」という御意見を頂きました。12ページの「郷土館等管理運営事業」につきましては、「それぞれの施設がどこにあってどういう特徴があるのかなど、市民に分かりやすく広報する必要があるのではないか」という御意見を頂きました。次に、教育委員活動自己点検評価結果を御説明申し上げます。資料は15ページでございます。こちら外部評価委員の意見の主なものを読み上げて説明に代えさせていただきます。教育委員会の会議の運営・改善については、運営上の工夫などの観点から自己点検、評価を実施しました。外部評価委員からは「委員から提出された動議の討論を会次第に設けており、委員にも積極的に動議を提出して討論しようという姿勢が感じられた」という御意見を頂きました。教育委員の研修については、研修の成果などの観点から自己点検、評価を実施しました。外部評価委員からは、「研修については、教育委員はあくまでも受けの姿勢で参加しているように思えるので、今後は自らテーマを設定して、企画段階から関わる研修機会を増やす必要がある」という御意見を頂きました。委員の活動状況については、教育委員会主催行事への参加などの観点から自己点検、評価を実施しました。外部評価委員からは、「各種行事へ教育委員が参加し、あいさつや講評を行っており、市民と身近に接する機会を有意義に捉えている。これは、市民との貴重な意見交換の場ともなっているので、今後も委員自ら積極的に市民の輪の中に入り込んでいく姿勢を続けてほしい」という御意見を頂きました。市民との意見交換については、移動教育委員会の実施回数と参加人数などの観点から自己点検、評価を実施しました。外部評価委員からは、「保護者の声を直接聴く機会を設けたことは高く評価できる。今後も市民への趣旨浸透度を高め、参加者を増やすため、更なる工夫と改善に努めてほしい」という御意見を頂きました。教育委員会の直接事務については、記載のとおりでございます。17ページ以降は参考資料としまして、委員活動状況調査表及び教育委員活動状況について評価点を一覧にした点検・評価シートを掲載しております。以上で、今年度における霧島市教育委員会の評価結果報告を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これで執行部の報告を終わります。

△ 陳情第4号 霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、継続審査となっております陳情第4号、霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書について、審査します。前回に引き続き執行部への意見聴取を行います。先に人工芝コート利用状況について説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

陳情についての追加資料の説明を申し上げます。資料に示したように、霧島市内には、5か所の専用庭球場と3か所のテニスのできる人工芝コートを有する体育施設があり、合わせて26面の人工芝コートがあります。旧自治体別では、国分地区10面、隼人地区2面、溝辺地区7面、横川地区2面、福山地区5面であり、牧園地区、霧島地区にはございません。3年間の利用者数は資料にありますように、若干の減少傾向にはありますが、ほぼ同数の状況にあると考えられます。年齢層ごとの利用者数については、「体育施設使用許可申請書」における使用人員区分が「児童・生徒」と「一般」の区分しかないので、指定管理者が別途区分している分類から集計しているため、合計数を元にした概数となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。全体的には国分庭球場、隼人庭球場、国分多目的屋内運動場の利用率が高く、溝辺庭球場、横川庭球場の利用率は低いようがあります。利用者数が少ない施設については、施設の利用促進を図る必要もあります。前回の当委員会でも申し上げましたが、隼人庭球場をハードコートから人工芝コートへの改修の陳情につきましては、その趣旨は十分理解できますが、多額の費用を掛けることが困難であるとともに、市内には利用頻度の低い庭球場施設もあることから、利用される方々には、これらの施設の有効利用を図っていただきたいと考えます。なお、現在のハードコートの亀裂等につきましては、安全を第一に考え、部分的な改修を行いたく、教育委員会と致しましては平成27年度当初予算で修繕費用の予算要求を行ったところであります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

これは、隼人の庭球場に対しての説明であったわけですが、第一次霧島市総合計画の実施計画書、これは25年から27年まで、これはまた途中でローリングということもあり得ると思うんですけど、この31ページの中に新規事業で「隼人庭球場改修事業」、この設計実施が26年度ということで計画が入っているんですね。今、部長がおっしゃるように、安全を考慮して、亀裂の入った部分については手入れをしていかなければならないだろうということでございましたけれども、この実施計画はあくまでも計画書ではありますが、全く計画どおりにはいかないという、そういう理解でよろしいわけですか。その隼人庭球場の改修という点で言った場合の話ですけども、その辺はどうなのか、お示しいただけますか。

○教育部長（越口哲也君）

確かに改修をして、新たなコートを整備したいという思いは、教育委員会の中でも持っております。そういう中では、どうしても計画書に挙げておかなければ、整備については進められないというのがあるものですから、なるべくやりたいものを、教育委員会の内部としましてもその計画書の中に取り込んで、その中で最終的に吟味をするといいますか、真に必要なものを選択して実施にかけていくということになってまいります。そういうことで、教育委員会内部の中でも整備はしたいよねという思いの中で、計画の中には挙げさせていただきましたが、実際には先ほど申し上げましたように、財政的な負担も大きくなりますし、また他の庭球施設においても、まだ利用ができる

のに利用者数の少ない施設もございますので、何とかそちらのほうを活用して、全体的な予算の適切な使用にかけていきたいなということで断念をしたといたしますか、計画どおりには進められなかったというところがございます。

○委員（前川原正人君）

これはあくまでも計画書であって、やるかやらないかは別の問題という捉え方ができると思うんですが、そうすると27年度までの計画ですので、28年度以降についてはこの部分は削除になる可能性もあるということですか。もしくは、全体として隼人庭球場の改修事業という大きい改修というふうに見るのか、それとも部分的な改修という位置付けの下での計画という、どちらのほうで理解をすればよろしいでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

先ほどの説明の最後のほうにも付け加えさせていただきましたけれども、この庭球場につきましては委員の皆様方も御覧になったように、でこぼこがございまして、つまづいてけがをすとかということがないように、これは早急な改修が必要でなからうかというふうに考えております。私どもも、今回の9月補正の中で計上をさせていただこうかという検討も申し上げましたけれども、当委員会のほうでも、まだ継続審査をさせていただいている状況でございますので、この補正予算の中で予算要求をさせていただくのは差し控えさせていただいたところがございます。そのようなことから、今のところ新年度での予算要求という形で計上をするように、教育委員会としては要求いたしておりますが、当委員会の御判断いかんによりましては、また早い段階での補正予算等も検討していきたいなというふうに考えているところがございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時47分」

「再開 午後 0時59分」

△ 議案第56号 請負契約の締結について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第56号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（木佐貫誠君）

8月20日に広島市で発生した豪雨による大規模な土砂災害により、多数の死者、行方不明者が発生し、いまだにその爪痕は大きく、自然災害の恐ろしさを改めて感じさせられました。異常気象等により、各地域で局所的集中豪雨等が発生し、人的・物的な被害が出ておりますが、霧島市でも平成5年の8・1災害を始めとし、これまで各種の災害に見舞われてまいりました。今年も台風等に伴い、各地で特別警報が発令される状況の中、霧島市においても避難準備情報が発令されるなど、平素の状況とは異なるものとなりましたが、今のところ霧島市については、大きな被害もなく推移しているところであります。今後もまだまだ災害の多発時期を迎えますが、各種災害を教訓に、防災の両輪である、消防団の方々との一層の連絡体制の確立を図っていくところであります。さて、今回、消防救急無線デジタル無線設備整備及び高機能消防指令センターの更新として、現在のアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとなるために、デジタル化への移行及び老朽化している指令設備の更新を行い、更なるシステムの効率化を図っていかねばならない状況となり、現

在、消防救急無線はアナログ方式で運用が行われておりますが、今後はこの方式による周波数の使用期限が平成28年5月31日までとなり、以後デジタル方式における無線運用に移行することとなります。その内容としては、消防本部や消防署などに設置された基地局と消防車両や救急車両等に装備された車載無線機、隊員が使用する携帯無線機との移動局間で、本部から消防隊・救急隊への指令、また活動隊から消防本部への報告等に必要不可欠な無線通信網でございます。市民の安心安全を確保する消防活動において、期限内に消防救急無線のデジタル化に移行できますように、事業の推進につきましてお願いを致しますのであります。それでは、この件につきましてはこの後、情報司令課長のほうで説明を致しますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

○情報司令課長（松元達也君）

それでは、議案第56号、請負契約の締結について説明させていただきます。契約の目的は工事名、霧島市消防救急デジタル無線設備等整備工事でございます。工事場所については、霧島市内全域でございます。契約の方法は、一般競争入札条件付きでございます。契約の金額は5億3,996万4,360円で、契約の相手は福岡市南区横手一丁目2番45号、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部、部長、田中勝浩でございます。提案理由としましては、平成15年10月に電波法関係審査基準が改定され、消防用の無線方式がデジタル方式に変更となったことから、消防救急デジタル無線設備等整備工事として請負契約の締結をしようとするものです。平成26年8月5日、総務部工事契約検査課で入札を執行しました。状況については、4者から参加資格申請がありましたが、1者は辞退し、3者による入札を行ったところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（有村隆志君）

デジタル化ということなので、電波はアナログよりもちょっと飛ばないと思いますので、そこら辺は整備することで、市内全域がカバーできるかということと、整備内容は、アンテナとかそういう施設はあるわけですので、ただ機械を替えるだけということになりますか。

○情報司令課長（松元達也君）

デジタルにつきましては、アナログ無線より飛ばないということが以前より言われておりましたけれども、総務省が平成12年に電波の調査をしましたところ、いろんなフィールド、例えば建築物、山岳、沿岸関係を調査しましたところ、ほぼ変わりはないということですが、実際は、デジタル無線はアナログに比べまして若干短いということでございます。メーカーに聴きますと、今はワット数が1ワットから5ワットになっておりますので、その分電波距離については、ほぼ変わりがないということでございます。デジタルになりますと当然、基地局は全棟ですけれども、増えるのが通常でございますけれども、霧島市においては現在、三つの基地局があります。「消防本部」と、これは下場をカバーしますが、あとは「きりしょうにし」、これは上場地区、上床公園付近に建屋の建設でございます。これは横川、溝辺、霧島、牧園をカバーします。それと、「きりしょうひがし」と言ひまして、福山地区をカバーしますが、当局においては、基地局は三つで十分だということで結果が出ております。

○委員（阿多己清君）

今、基地局を3か所言われましたが、実際、今回のこの整備工事は、基地局の整備だけ、取り替えるだけなのか、あと先ほど局長の説明の中で、消防車両車載無線機のこととも言われました。そしてまた隊員等が持つ無線機も言われましたけれども、ここらまで入っているのか、単なる基地局だけの整備なのか、そこらの状況を教えてください。

○情報司令課長（松元達也君）

今回の整備は、消防救急デジタル無線設備と、通信指令台の更新でございます。それから、先ほど言ひました基地局の建屋の建築ですね。それから移動局、車両関係に積載する無線、それと携帯

無線関係があります。そのほか各機器を、各分遣署に設置をする予定でございます。

○委員（阿多己清君）

この携帯無線機は、全隊員の数ですか。

○情報司令課長（松元達也君）

今回の携帯無線というのが、現在38台を考えております。これは、各署所ですね、各隊の人数、例えば分遣所と署では大きさが、規模が違いますので、人員等を踏まえた上での38台でございます。

○委員（阿多己清君）

私は、まだこの無線機は多いのかなと思っていました。消防団の関係で、この前所管事務調査も行いましたが、ここらでも無線機が聞こえない、そういう緊急に出動等の要請があっても聞こえないとか、分からないとか、後で知ったとか、そういうことも聞きましたけれども、消防団は全く今回は関係ない部分でしょうか。

○情報司令課長（松元達也君）

消防団の車両は現在、92台でありますけれども、団の車にもデジタルの受令機、これを整備します。

○委員長（池田綱雄君）

もう一回答お願いします。

○情報司令課長（松元達也君）

分かりやすく言いますと、団におきましては、車載の移動局の無線設置だけでございます。

○委員（阿多己清君）

この入札の関係なんですけれども、4者の中で3者ということですが、この最低制限価格を設けておられたのか、またこの落札率が分かたら教えてください。

○装備経理係長（立野 博君）

最低制限価格は設けております。落札率につきましては90%です。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

条件付きということで今回、応札に応じられた業者さんが4者、そして一つが辞退と。そしてもう1者が落札外ということだったわけですが、この条件というのは具体的にはどのような内容の条件だったのでしょうか。

○情報司令課長（松元達也君）

今回の入札につきましては、消防救急デジタル無線が緊急用の整備でございますので、まず条件としましては、平成21年度以降に消防救急デジタル無線又は高機能司令センターにおいて、元請業者として工事実績のあるということ盛り込んであります。それから、鹿児島県内に本社・本店・支店・営業所を有するメーカーの製品を取り扱えることということ盛り込んであります。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、今回の契約案件については、25年から27年の実施計画書の中でも計画をされているわけですが、これまで150MHz帯でアナログだったということになるわけですが、デジタルになった場合は、また周波数等についても変更になるという理解でよろしいですか。

○情報司令課長（松元達也君）

はい。そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、先ほどの説明でもおっしゃったわけですが、平成28年5月31日までで、免許といいますか、アナログ方式がなくなると。それを見越して、同年度の3月31日までの整備という計画になるかと思うんですけれども、今まであったアナログで使っていた部分ですね、それは全て破棄をすると。他への流用といいますか、また使うための何かのそういう方策があるのかですね、その

辺はどうなんですか。

○情報司令課長（松元達也君）

基本的には、アナログ無線機関係は全て撤去しますが、市の防災相互無線というのがありまして、これは市が活用するのであれば、当局も一部残して運用したいというのを考えております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、今おっしゃったアナログの部分については、活用ができる部分は活用すると。市の防災相互無線のほうでということでおっしゃったわけですが、そうすると安心安全課が進めているのとも、そこ辺はしっかりと連携を取りながらということになるわけですか。

○情報司令課長（松元達也君）

それにつきましては、今後、市の安心安全課と協議しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

今回の工事概要は、基地局の整備と司令センターの工事ということですが、28年3月31日に向けて、無線機というのもその後、最終的には無線機が入るわけですね。それは大体いくらくらいするものですか、無線機そのものは。

○情報司令課長（松元達也君）

まず、消防救急デジタル無線化そのものは、約3億2,000万円です。それと指令センター、高機能指令センターと言いますが、約2億3,000万円プラス消費税でございます。整備関係と、もちろん工事費とか全てありますが、全て入った金額でございます。

○委員（池田 守君）

今後、必要になる金額はいくらくらいですかということなんですが。

○情報司令課長（松元達也君）

先ほど言いましたが、デジタルの整備と指令台の更新ですが、その後1年間は担保期間というのがありまして、保守管理が1年間は無償になりますけれども、その後は保守管理費用が発生します。また、無線の免許の更新とか、いろいろな手数料が掛かってきます。

○委員（池田 守君）

霧島市におけるデジタル化については、これで賄えるということだと思っておりますが、三、四年前に消防広域化のお話が出たときに、その大きな要因がデジタル化について大きな費用が掛かるということだったんですけども、もし今後、いろんな整備がされていくにしたがって、また広域化の話が出てきた場合に、それが例えば始良市あるいは湧水、伊佐一部組合との連携が取れるような設備になっておりますか。

○情報司令課長（松元達也君）

今回の整備につきましては一部、始良市と無線関係で共同運用ということを考えておりましたが、独自の地域の無線の電波状況もありますので、今回は単独でありますが、それぞれの地域の事情がありまして、ほとんどが各本部で実施しております。ただし、指宿市の周辺の消防においては、指令台だけを一緒に使用するという狙いもあります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。なければ、委員外議員の発言を認めます。

○委員外議員（中村満雄君）

今回の周波数帯というのは、明らかにできますか。

○情報司令課長（松元達也君）

現在、周波数帯というのが活動波、今使っておりますけれども2波と、県波というのがあります。県波が1波。それから全国共通波がありますけれども、現在260MHz帯で運用をしていくという予定でございます。ただし、活動波の2波については、今後の申請で決まっていきます。

○委員外議員（中村満雄君）

その周波数というのは、霧島市に割り当てられた周波数ということでよろしいですか。

○情報司令課長（松元達也君）

そのとおりでございます。

○委員外議員（中村満雄君）

当然、緊急ですので火事があったとかそういったことの連絡ということで、例えば霧島市で大火事があったということで、その情報を近隣の自治体、当然近隣との応援とか、そういった体制も組まれていると思いますけれども、そこにもこのデジタル無線が使われるわけですか。

○情報司令課長（松元達也君）

近隣の応援関係でありますけれども、例えば県波というのがあります。県波は県内の本部が全てできる無線、周波数帯でございます。実際、県内で発生した場合には県波、そうした緊急事態の関係で、全国へ出動した場合には全国波がございますので、可能でございます。

○委員外議員（中村満雄君）

ということは、霧島市のもの、県のものとか国のものとか、そういったものの相互ですよ。霧島市のこの地デジの情報というのは、原則は霧島市のこの260MHz帯ですか、それは霧島市のその消防関係の方が受信できるだけだという理解でいいですか。

○情報司令課長（松元達也君）

そのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

以前、テレビがアナログからデジタルに変わりました。そのときに、難聴地域というのがあって、例えば霧島ですと、霧島神宮駅の近くは難聴地域で、地デジが見れないんですよ。そういった意味で電波が届かない。ということは、この拠点が三つということですが、この三つで谷底に行ったときに、情報が届くのかということに関して、どうなるのでしょうか。

○情報司令課長（松元達也君）

現時点では、10か所ほど無線の不感地帯がございます。これもデジタルに変わって、実際に試験運用をしないと何箇所あるのか、それもちょっとはつきりしない状況でありますけれども、あとは試験運用の時点で、試験運用という形で業者と一緒に回って、電波の試験をしますので、そのあたりではつきりすると思います。

○委員外議員（中村満雄君）

ということは、電波が届かない所が存在するというふうに想定されると。もしも、そこに電波が届かないときに、届かない場所に例えば消防車がいたとか、そういったときに、機能しないんじゃないんですか。電波が届かないといった意味では、短波・長波、いわゆるVHFだったら屈折して、妨げになるようなものがあったとしても届きますけれども、例えばUHFの周波数帯ですと、建物があつたり、木があつたら、それでも届かなくなりますよね。だから、そういった点の懸念、そういったことを十分確認するとおっしゃいますけれども、現実にはその電波が、この三つのアンテナがあつても届かない所が存在すると。それに対する対応というのはどうされるんですか。

○情報司令課長（松元達也君）

その電波の入り具合ですけれども、現在使っているのが10ワットという周波数で、電波の周波数をやっておりますけれども、今回、それに伴いまして20ワットという、10ワット上げて送信をする予定でございます。その中で、いろんな整備の状況を踏まえながら対応したいと思っておりますけれども、実際、現時点でも不感地帯が分かれば中継車を持っていたりしながら、その現場と情報司令課のほうとやり取りをしております。

○委員外議員（中村満雄君）

20ワットというのは、意外とちっちゃいなというふうには感じるんですが、アマチュア無線を私もやっているんですが、20ワットというのは小さいモバイルのやつでも飛ばせますよね。そういっ

た意味で、ワット数が大きいと、遠くまで届くということは理解しているんですが、そういった点を含めましてもう一回、例えば谷底が大火事だと。そういったときに、現地に行っていると。そこと通信ができないと。そのときになってから、その中継車を配車される、そのような構想ですか。

○情報司令課長（松元達也君）

情報司令課のほうで火災を入電して、現場を大体把握できますと、その現場がどこであろうと大体ははっきりします。その時点で中継車を持って行ったり、また、今回のデジタルですけれども、市街地における無線の交信では、回折するのがちょっと難しいというのがありますけれども、実際に近辺の整備された本部さんに聞いてみると、意外とアナログより飛びますよということも聞いておりますので、正直言いましてできて見ないと分かりません。しかし、平成22年度あたりから、電波伝搬調査というのをやっておりますので、大体の不感地帯は把握しております。

○委員外議員（中村満雄君）

今回の予算の中に、中継車の分も含まれているわけですか。

○情報司令課長（松元達也君）

特に、中継車というのは設けておりませんが、本部にあります車両を持って行けば中継車として使用します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時25分」

「再開 午後 1時27分」

△ 陳情第6号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書及び

△ 陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第6号、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書についての審査であります。会次第の次の、継続審査となっております陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書も関連がありますので、合わせて執行部への意見聴取を行うこととしてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、先に、陳情第6号に係る他市の状況等を分かる範囲で、また、継続審査の陳情第8号に係る避難計画及び霧島市への避難者の受け入れなど、現在の状況も含めて執行部の説明を求めます。

○危機管理監（徳田 純君）

今、委員長のほうからございました陳情第6号に関わる他市の状況でございますが、私どものほうで近隣の市町にお尋ねしたところ、同様の陳情というのはまだ上がってきていないということでございました。続きまして、継続審査の陳情第8号に関わる避難計画及び霧島市への避難者の受入れでございますが、お手元に配っております原子力災害広域避難受入状況という資料でございますが現在、薩摩川内市のUPZ圏内の所、それから出水市・さつま町、2市1町から避難の受入れと

ということが参っております。数につきましては、資料にございますとおり、市の指定避難所の154か所のうち112か所を、それぞれの市町から要望が来ているところに割り当てているところでございます。計画人数でございますが、これはそれぞれの市町が霧島市に避難を今、予定をしている数でございます。2万3,353名が合計で受入れをするところでございます。ただし、この中には県の施設、高校それから霧島自然ふれあいセンターとかですね、そういう県の施設にも避難をする方がおられまして、その方々が4,110名でございます。市の避難所に受け入れる数につきましては、1万9,243名でございます。細部の地区ごとの内訳は、下の表にございますとおり、それぞれの地区で受け入れて、合計で市の避難所には1万9,243名、霧島市全域では2万3,353名というのを受け入れるというところまで現在、調整が終わっているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

お尋ねします。この施設なんですけれども、仮に地震で何か壊れて、災害になったので避難することになったとして来られますよね。そうしたときに施設は霧島市内の人たちも、もしかしてそこに避難するかもしれないんですけれども、ここはダブってはいないんですよね。

○危機管理監（徳田 純君）

霧島市の市民については、資料にございますように42か所に4,300人分はまだ確保しております。仮に、霧島市も被災をした場合につきましては、避難元の市町とまた調整をしまして、そういう場合は霧島市の避難を優先して、また割り振りをするということでお話をしております。

○委員（平原志保君）

3・11のような大きな地震があった場合に、パニック状態になると思うんですけれども、霧島市民の方々が各地の施設に避難されますよね。そのときに、それをやりながら同時に、あちらからも避難をされてくるという情報が入ったときに来てくれるとか、こっちに行ってくれとかの割り振りを、そのときされているということでしょうか。

○危機管理監（徳田 純君）

現在までのお話、調整の中ではそういう話になっております。

○委員（平原志保君）

やれますか。

○危機管理監（徳田 純君）

私も、そこは非常に危惧しております。これからその辺のところも含めて、県も含めてお話しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今、資料を頂いて、原子力災害広域避難受入れ状況ということで、霧島市が全体で大体1万9,243人、これを世帯数を3.3人で計算したときに大体5,331世帯で、それも状況によりけりなんでしょうけれども、それだけのキャパがこの霧島市にあるんでしょうか。実数がどうなるかというのは、なかなかこう算定できない部分があるんでしょうけれども、世帯数でいくと大体4,800ないし5,600ぐらいになるとは思うんですけれども、霧島市がそれだけのキャパがあるのかどうかですね。現実考えたときに、どうなんでしょうか。

○危機管理監（徳田 純君）

現在、そのキャパがあると、人間のキャパはあるというふうに考えております。これからまた詰めないといけないところは車の台数です。今、自家用車で乗り合わせで来るということになっているんですが、そうじゃなくてまたバスで来たりとか、その辺のところはまだ避難元の自治体が全部上がってきていませんので、そこについてはもう一回洗い直す必要があるというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、財政的なというか、金銭面の部分ですね。要は、避難先が準備をするのか、それとも避難をしてくる側の自治体若しくは九州電力あたりなのかですね、その辺の協議というのはされていらっしゃるいませんか。

○安心安全課長（酒元 博君）

全て今後、関係市との協議になってくるということで、今は配付しました資料の人数を受け入れます。霧島市のどこの避難所に受け入れますといった協議をしたところをごさいますて、詳細な件につきましては今後ということになるかと思ひます。

○委員（前川原正人君）

先ほど平原委員のほうからもありましたが、風向きによっては霧島市民も避難をせざるを得ないことだつて想定されるわけですね。その辺については、今度は受け入れる側が、受け入れていただく側に変化をするわけですね。けれども、それも今後の課題という認識でよろしいですか。

○危機管理監（徳田 純君）

風向きの件でございますが、これについてはいろいろと想定はあるんですが、現在はそこまで踏まえてのところはございません。ですから、霧島市が仮に避難をするとなつたら、今度は県をまたいでの避難という形も考えられますが、そこについてはまだの手の付いてないところでございます。

○委員（前川原正人君）

事故が起こらないことが一番いいことなんでしょうけれども、現実的に見たときには、福島第一原発で既にそのことは教訓として出ていて、実際今年の3月でしたか、ちょうど九電の川内原発がある所から風船を飛ばして、大体2時間後には延岡まで飛んだわけですね。そうすると、時間内に避難をしなければならないという条件が出てくるわけですね。そういう議論というのはされてはいらっしゃるのですか。

○危機管理監（徳田 純君）

そういった議論は、まだされておひません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

前にも質問させていただいたことがあるかと思うんですが、避難されてきます。被ばくされている方もいらっしゃる、被ばくされている車などもあるかと思うんですね。それで、すぐに除染をしなければならない。そういった場所もこれから決めていくということでしょうか。除染をしなければいけないですね。

○危機管理監（徳田 純君）

今、御質問あつたスクリーニングそれから除染については、まだ県のほうから何もこちらのほうに来ておひませんので、今後、県とのやり取りなるかと思ひます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで陳情第6号及び陳情第8号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時40分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより陳情第8号から継続審査分の陳情第8号までの自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず陳情第8号について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

国分敷根地区への、仮称ですがミニボートピア国分設置に関する陳情書ですけれども、審査の中で明らかになったのは、これまでの経緯・経過の中で、先ほど各委員に資料をお配りしたんですけれども、こういう「貴計画地（鹿児島県霧島市国分敷根1,805-1ほか）に対する活動中止のお願いについて」ということで、一番大本であるボートレース振興会のほうが、活動中止を要請をしているにもかかわらず、これが平成24年7月20日付けの文書と。そして、同じ年の2月に、先ほどの資料では住民説明会ということで、全く整合性がとれないといえますか、住民側の意図というのは何とか地域を浮上、活性化させたいという気持ちはよく分かるんですけれども、大村ボートのまだ上の段階になりますけれども、振興会とも協議がされない中で、こういうこの陳情書が出てくるのは、何とかしたいという思いだけではなくて、もっと協議を進めた上で陳情書の提出をされるべきではなかったのかということをし述べておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほど紹介をしましたような活動中止の要請文が出ている以上は、これまでのこの経過等から見ても、継続ではなくてやっぱり否決ではないのかなという気が致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

私は基本的には、継続で様子を見たほうがいいかなという思いでございます。理由としては、先ほどから各委員がいろいろ指摘もされておりますけれども、振興会又は大村市ですか、そこらとの協議というのがまだちょっと詰められていない部分がありますので、今後その部分をした上で、私は基本的にはこの地域のせっかく盛り上げておられる部分もありますので、そこは十分理解もしますし、あとはその大村市との協議を進めていただく部分の時間が欲しいと。その上で、正式に判断ができればと思っていますので、そういう思いでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第55号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。陳情第4号について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

審査の中で述べたことですが、平成25年度から27年度の実施計画書の中を見てみますと、今回の陳情で議題になっております隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書ということで、これはあくまでも計画ではありますけれども、今回の陳情書というのは十分その計画に堪えられる内容にもなっておりますし、計画にもしっかりと上がっておりますので、一気にやらなくても年次的に改修をやるとか、部長の答弁でもありましたけれども、今回の陳情第4号は採択をして、計画どおりにいかなくてもですね、それに近い形に近づけていくという点からも見ましても、採択をすべきではないかと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第56号について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

審査の中でも言いましたけれども、平成28年5月31日で今のアナログがなくなると。そして、委員外議員の中村議員のほうからもありましたけれども、不感地帯が10か所くらいあるということも明らかになりました。そういう点からも見ても、今あるアナログの周波数帯も免許も切れる、そういう条件等もありますけれども、大いに不感地帯をなくするという方向で、アナログをすぐに切るんじゃなくて、様子も見ながらそれを活用も、安心安全課のほうとも協議をしながら、安心安全をしっかりと担保をするという点でも、すぐにアナログを切るのではなくて、デジタル化になってもアナログのほうはある程度様子を見ながら活用していくということを述べておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。陳情第6号及び陳情第8号について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情6号と陳情8号、これは同じ方が陳情を出しているわけですがけれども、先ほどの安心安全課の意見聴取の中にもありましたけれども、実際の受入態勢というの、それだけのキャパはあると言っても、250km圏内に限らずですが、事故が起こればそれこそ霧島市民まで風向きによっては避難をせざるを得ない、そういう状況になるわけですので、やはりこういう原発事故があってはならないけれども、一番大事な問題としては市民の命と財産を守るという点からいっても、今回の陳情第6号及第8号は採択をすべきではないかというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

安心安全課のお話を聞いても、まだまだこれから協議という場面が数多く言われましたけれども、そういう中で賛同するのはどうなのかなという思いであります。もうしばらく様子を見るという方法もあるのかなと思っておりませんが、継続審査ということではいかがかなと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

意見が分かれましたけれど、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（池田綱雄君）

ないようですので、これで陳情第8号から継続審査分の陳情第8号までの自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時51分」

「再開 午後 1時52分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第55号 請負契約の締結について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第55号、請負契約の締結について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第55号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第56号 請負契約の締結について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第56号、請負契約の締結について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採決を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採決を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするという、先ほどそれぞれの意見がございましたが、お諮りします。それでは、起立によって決定したいと思いますので、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

〔採決すべきに賛成者起立〕

起立者4名です。念のため、継続審査とすべきとお考えの方の起立を求めます。

〔継続審査とすべきに賛成者起立〕

同じく4名で同数でありますので、委員長採決により、継続審査とすることに決定いたします。

△ 陳情第4号 霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第4号、霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りいたします。起立によって決定したいと思いますので、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

〔採決すべきに賛成者起立〕

起立者全員、全会一致であります。したがって、陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第4号について、採択に賛成の立場から討論に参加を致したいと思います。その一番

の理由というのは、利用者はもちろんのことでございますが、平成25年から27年の霧島市第一次総合計画書の中でも、31ページになりますが、新規事業として隼人庭球場改修事業ということで、平成26年度に設計実施ということで、計画がしっかりと盛り込まれております。財政等の条件等もあるとは思いますが、やはりこの計画書からも見ても十分に計画書にも堪える内容でもあるし、また利用者の今後の利用頻度も上げるという点からも、本陳情は採択をすべきだということで、賛成の討論と致したいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

本陳情に反対のほうで討論したいと思います。先ほど、執行部のほうから説明があったんですけども、霧島市内のこの人工芝庭球場の利用状況を見ても、非常にばらつきがあるということで、合併の一つの大きな目的が公共施設のマネジメントではないかと思うんですけども、その辺も考えた場合に、多額の費用を掛けるよりも、むしろその利用頻度の低い庭球場等の利用を推進するようにして、もうしばらくのところは有効利用を図っていただいた上で、様子を見ていただきたい。したがって、今の時点では、緊急的な整備はするということですので、その辺で抑えておいたほうがいいと思いますので、この件は反対ということで討論いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終わります。採決します。陳情第4号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名。起立少数と認めます。したがって、陳情第4号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 陳情第6号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第6号、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかお諮りします。採決すべきとお考えの方のご起立を求めます。

[採決すべきに賛成者起立]

起立者4名です。念のため、継続審査とすべきとお考えの方の起立を求めます。

[継続審査とすべきに賛成者起立]

同じく4名で同数でありますので、委員長採決により、継続審査とすることに決定いたします。

△ 陳情第8号 仮称 ミニポートピア国分設置に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第8号、仮称ミニポートピア国分設置に関する陳情書について、討論に入ります前に、先ほどの自由討議で採決と継続のそれぞれの意見が出ましたが、継続審査にするか採決をするか起立によって決定したいと思いますので、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

[採決すべきに賛成者起立]

起立者2名。起立少数です。したがって、陳情8号については継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（池田綱雄君）

議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（阿多己清君）

私は、陳情第4号の庭球場関係の陳情書なんですけれども、複雑な気持ちで一応申し上げましたけれども、基本的には整備をする方向には賛同をしている部分であります。教育委員会のほうも苦労して財源確保等にも努めていると思うんですけれども、施設数が多いだけに、全てを完璧にできていない状況もありますので、先ほど前川原委員のほうも言われましたけれども、できるものからやっぱり年次的に計画を上げて、整備はすべきと思っています。そういう意味では、全面的にそういう支援はしたいと思っていますところ。この陳情書は不採択となりましたけれども、引き続き委員の皆さんも理解をしていただいて、応援をしていただければと思います。よろしく願いいたします。そういうことで、教育委員会のほうにも年次的な整備の部分をしてほしいということ、前川原委員も言われましたが、そういうところを付け加えていただければ有り難いです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第56号の請負契約の締結について、今回デジタル化に進んでいくわけですが、先ほどの自由討議そして審査の中でも述べたとおりですが、やはり不感地帯というのは必ず出てくると思うんですね。なので、画一的にデジタル化に全体がなりますけれども、やはりその不感地帯の解消を図るという努力を強めていかないと、先ほど委員外議員からありましたが、中継車を持っていく、そういうロスタイムなどを考えれば、もっと早い段階での手当て、初動の部分での対応というのが求められると思いますので、不感地帯がないように十分な基地局及び機器の整備というのを進めていただきたいということを、委員長報告の中に入れていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ただいまの意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時04分」

「再開 午後 2時05分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について協議します。前回出しておりました「国分庁舎別館建設事業の進捗状況と今後の取組について」と「霧島市公共施設マネ

ジメント計画策定の進捗状況と今後の取組について」の2項目と、「その他総務文教常任委員会の所管事項について」とし、議長に提出することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、私のほうから最後に1件。先日の委員会の打合せの際に協議しましたが、8月19日に実施しました議員と語りかいで、霧島市消防団から出た意見や要望などについては、執行部へは書面による報告を行うこととし、報告書については委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄